様式第２号（第２関係）

東西軸（中央通り・東西通り）

景観配慮チェックリスト（景観重要道路）

＜景観重要公共施設の基本的な考え方＞

道路等の公共施設は地域における景観の骨格をなし、地域らしさを表す重要な要素であることから、その周辺の土地利用と調和した整備、占用等を行うことにより、良好な景観の形成の推進につなげていく。

■記入にあたっての留意点

- 茨木市東西軸（中央通り・東西通り）ストリートデザインガイドライン「第４章 将来像を実現するためのデザイン指針」や茨木市景観計画「第 10 章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準」を参照してください。
- 「配慮した内容等」の欄には、上記を踏まえ、当該整備にあたって景観上配慮し、又は工夫したことについて具体的に記入してください。対象外の項目については記載不要です。

＜整備の方針＞

整備の方針		配慮した内容等
□ 中央通り	人々の活動や交流に配慮した親しみやすい道路空間の形成に努める。	
□ 東西通り	うるおいと落ち着きある雰囲気を形成するにふさわしい、洗練された道路空間の形成に努める。	

・当該整備に該当する通りの□にレ点を付けてください。

＜整備に関する事項＞

整備に関する事項（景観上配慮すべき事項）	ﾁｪｯｸ	配慮した内容等
道路の付属物（防護柵、街路灯、標識、その他工作物）は集約化に努めるとともに、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとする。	□	
誰もが安心して通行できる歩行空間のユニバーサルデザインに努める。	□	
良好な景観の形成やゆとりある空間の創出のため無電柱化を推進する。	□	
舗装や街路樹等の道路の付属物は維持管理のしやすさに配慮しつつ、良好な景観の維持に努める。	□	

・当該整備の対象のものはチェック欄の□にレ点を付けてください。